

大阪市淀川区役所政策企画課における一般事務に関する業務 会計年度任用職員募集要項

大阪市淀川区役所政策企画課では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 募集人数

1名

2 業務内容

大阪市淀川区役所政策企画課における一般事務に関する業務

- (1) 法律相談及び各種相談業務の準備、受付、撤収、集計、報告業務
- (2) 法律相談及び各種相談にかかる問合せ対応業務
- (3) 広聴相談に関する簡易な問合せ対応業務
- (4) 庁舎内へのチラシ及びポスターの配架、掲出等の広報業務
- (5) 政策企画課における郵便物及び逡送等の仕分け、発送業務
- (6) その他政策企画課業務に関する補助業務

3 応募資格

- (1) 書類点検・整理、電話対応、入力・文書作成等のパソコン操作など一般的な事務作業のできる方
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第16条（抜粋）】

地方公務員法（抜粋）＜欠格条項＞

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

午前9時00分から午後5時15分（休憩45分）

週4日（週合計30時間）

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始

(3) 勤務場所

大阪市淀川区十三東2-3-3 淀川区役所政策企画課

(4) 報酬等

報酬（月額）：146,160円～164,488円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲で決定されます。

※期末手当は、年間計2.14375月分（6月は0.91875月分、12月は1.225月分の年2回）支給されます。

※勤勉手当は、令和6年3月頃に条例改正が行われ、支給が決定する予定です。

（支給される対象は下記の条件を全て満たしている必要があります。）

- ・当該年度の任期が6か月以上ある職員
- ・週の勤務時間が15時間30分以上ある職員（同一の職で15時間30分以上の勤務時間の設定がある15時間30分未満の職に就く職員を含む。）
- ・職の特殊性や報酬等を考慮して勤勉手当を支給することを不相当とされた職員以外の職員

※これらの他に通勤手当や勤務実績に応じた手当が支給されます。

※上記報酬等は募集時点のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12日 付与期間：令和6年4月1日（任用日）～令和7年3月31日（任期満了日）
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇

	<ul style="list-style-type: none"> ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・配偶者分べん休暇 ・災害等により通勤時の出勤が困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドナー休暇 ・妊娠障害休暇 ・生理休暇 ・<u>子の看護休暇※1</u> ・<u>短期介護休暇※1</u> <p>(※1) 別途取得要件あり</p>
--	---

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。(別途取得要件あり)

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

試験方法については、筆記試験の後、面接試験を行います。

(1) 筆記(論述)試験(45分間)

一般的な課題に対する理解力、文章構成力および表現力等について

(2) 面接(口述)試験(10分程度)

主として人物について面接により行います。

7 選考日時及び選考会場

(1) 筆記試験

日時：令和6年3月15日(金曜日)午前10時00分開始(午前9時45分集合)

場所：淀川区役所 5階会議室

(2) 面接試験

日時：同日 筆記試験終了後

場所：淀川区役所 5階会議室

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

（1）淀川区役所政策企画課会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

（2）申立書 1通

※申立書は本市所定の様式に限ります。

（3）「試験合否通知」送付用の定型封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載のうえ、84円切手を貼付してください。

9 採用申込書の受付期間等

（1）持参する場合

ア. 申込み期間

令和6年2月29日（木曜日）から令和6年3月13日（水曜日）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3

大阪市淀川区役所政策企画課（淀川区役所5階）

（2）郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和6年2月29日（木曜日）から令和6年3月13日（水曜日）まで（当日必着）

※「淀川区役所政策企画課会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記（1）イと同じ

10 受験案内

受験案内は送付しませんので、所定の試験日時・場所に直接お越しください。

(申込書等を持参した際に口頭で案内します。申込書等を郵便等で送付した場合は電話で連絡します。令和6年3月14日(木曜日)までに電話がない場合は、淀川区役所政策企画課あて連絡してください。)

1.1 結果の発表

試験の可否は、筆記試験及び面接試験の結果により決定します。試験結果については、受験者本人あてに通知します。なお、電話での問合せにはお答えできません。

1.2 合格から採用まで

- (1) 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は、合格者数が採用予定数を下回る場合があります。
- (2) 試験合格者は大阪市淀川区役所政策企画課における一般事務に関する業務会計年度任用職員採用候補者名簿(以下「採用候補者名簿」という。)に、筆記試験及び面接試験の合計得点順で登録されます。
- (3) 採用候補者名簿の登録期間は令和7年3月31日までです。
- (4) 採用候補者名簿に登録されても、採用時期が令和6年4月1日以降になる場合や採用がされない場合もあります。
- (5) 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

1.3 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

14 問合せ先

大阪市淀川区役所政策企画課（担当：中島・大橋）

〒532—8501 大阪市淀川区十三東 2—3—3

電話：06-6308-9683